

災害時要援護者支援に関する県等の取組

経済・企画常任委員会資料1-1
平成25年(2013年)2月13日
防災危機管理局

(災害時要援護者とは)

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。具体的には、一人暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語が不自由な外国人などが挙げられる。

1 現況把握の取組

○ 災害時要援護者避難支援プラン等の策定状況調査

避難支援プランの策定や作成をはじめ、定期的な更新と関係者による情報の活用等を進めるため毎年実施。今年度から年2回行い、より詳細に調査している。

2 ニーズ把握の取組

○ 関係団体のヒアリングの実施

(27団体 平成24年5月～7月実施)

災害時要援護者支援対策の基礎資料とする目的に、障害者団体などの各当事者組織に対し、災害時の備えや不安課題等の聽取を実施。

3 専門人材育成への取組

① 災害時要援護者支援対策研修会の開催

(第1回：9月、第2回：3月)

市町における災害時要援護者支援関係担当者を対象に、対策の推進を図るべく開催。大学教授の講義、先進的取組の事例報告およびグループワークによる意見交換等の研修会を実施。

② 市町社会福祉協議会職員向けの研修の開催

県社会福祉協議会が中心となり、災害時における取組を含め、地域支援等のスキルアップに向けた市町社協職員に対する研修を実施している。

4 地域の人材育成への取組

① 自主防災組織リーダー研修会の開催(2月(2回))

自主防災組織の役員の皆さんを対象に、要援護者の避難や避難生活における課題に気づき考えてもらう研修を実施。

② 災害時外国人サポート養成講座の開催(3月(2回))

災害時に特有の対応が必要な外国籍住民に対する支援者を養成するため、災害時外国人サポート養成講座を開催。今年度は外国籍住民が実際に小学校での避難所体験に参加する講座を行った。

③ 滋賀県防災講演会の開催(3月)

地域における防災対策について考える県防災講演会を、今年度は3月に草津市で開催。学区社会福祉協議会の会長から自主防災組織活動と要援護者対策についての講演を行ってもらい、優良事例を広く周知する。

5 事業者への支援

① 広域福祉避難所となる施設等への自家発電機整備(今年度)

広域福祉避難所等の機能強化を図るため、老人福祉施設の自家用発電機(大型2か所、ポータブル51か所)に対し助成を行った。

② 障害福祉施設の拠点整備・備品整備(今年度)

県内障害福祉施設の災害時の拠点機能強化に向け、拠点整備(3か所)および備品整備(6か所)に対し助成を行った。

6 行政事務としての取組

① 施設最低基準を定める条例への防災への取組を規定

社会福祉施設等が災害発生時に事業継続できるよう、他施設との連携・協力体制の構築に努める旨の規定を追加。

② 災害時要援護者の避難支援対策マニュアルの改訂

県で平成19年3月に作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」について、東日本大震災を踏まえ、広域福祉避難所等の規定追加を含む改訂を実施する。

③ 災害時要援護者広域避難支援のあり方検討

会議(府内ワーキング)(平成24～25年度)

災害時要援護者の広域的な避難支援の在り方等について、防災危機管理局、健康福祉部各課、県社会福祉協議会からなるワーキングを設置し、部局連携により検討を進めている。

7 その他

① 県総合防災訓練における机上訓練(県+市+事業所)

今年度の県総合防災訓練から、県・市・社協・事業者が協働しての災害時要援護者避難等の机上訓練を実施している。

② 防災訓練における災害時要援護者の参加の促進

県総合防災訓練および土砂災害防止訓練において、避難訓練に要援護者の方が実際に参加するよう市町を通して地域に働きかけ、取り組んでもらっている。

③ 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動への支援

発災時の支援が期待される、民生委員・児童委員の行う地域での見守りや避難支援等の体制強化のため、市町や社協と連携した活動実態調査等へ支援を実施。

④ 市町の行う要援護者対策への助成(地域支え合いづくり促進事業)

市町の行う災害時要援護者名簿作成等の取組を推進するべく、9市3町に対し助成。

⑤ 在宅難病患者への支援(「災害時対応ノート」配布など)

在宅難病患者に対し、災害時対応ノートを配布し、災害への備えについて啓発。

災害時要援護者名簿および避難支援プラン(全体・個別)策定の状況

総務・企業常任委員会資料1-2
平成25年(2013年)2月13日
防災危機管理局

市町名	全体計画の策定状況(○=策定済)	個別計画			災害時要援護者名簿の有無	災害時要援護者名簿の整備状況		
		策定済	策定途中(支援者が未定等)	未着手		社会福祉協議会	民生委員	自治会等自主防災組織
大津市	○		○		○	○	○	○
彦根市	○	○			○	○	○	○
長浜市	○	○			○	○	○	○
近江八幡市	(策定中)			○	○	○	○	○
草津市	○	○			○	○	○	○
守山市	○		○		○			○
栗東市	○			○	(着手中)			
甲賀市	○		○		○	○	○	○
野洲市	○	○			○	○	○	○
湖南市	○			○	○	○	○	○
高島市	○		○		○		○	○
東近江市	○		○		○	○	○	○
米原市	○			○	○			○
日野町	(策定中)			○	(着手中)			○
竜王町	○			○	○		○	○
愛荘町	○		○		○			
豊郷町	○			○	○	○	○	
甲良町	○		○		○			○
多賀町	○			○	○	○	○	○
	策定済17	4	7	8	名簿有17	9	13	15
	策定中2				着手中2			12

市町の要援護者支援に係る全体的な考え方についての計画。

* 全体計画 対象者の考え方(範囲)、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制(各部局、関係機関等の役割分担)等を記載している。

* 個別計画 共有した要援護者情報を基に、本人参加のうえで避難支援者、避難所、避難方法等について要援護者一人ひとりについて作成する計画。